

第7章 都市機能誘導施設の設定

7-1 都市機能誘導施設に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

都市機能誘導施設は、郊外部を含めた地域生活圏全体の居住者の生活利便性を維持するために、都市機能誘導区域内に維持・誘導する施設で、日常生活に必要な施設です。

なお、各都市機能誘導区域内には、次項の区分ごとに1施設以上（都市の中心拠点については2施設以上）を維持・誘導します。

(2) 誘導施設の方針

誘導施設は、それぞれの拠点ごとに、次の方針に基づいて設定します。

① 都市の中心拠点

- ・ 中心市街地全体の魅力向上に向け、歴史・文化・自然などの地域資源を生かした施設を維持・誘導します。
- ・ 子育て世代を中心とした定住化を促進するため、安心して子育てができる環境に寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 安全な居住環境を考慮し、災害対策機能を有した公共施設を維持・誘導します。

② 地域の生活拠点

- ・ 既存の都市機能誘導施設の維持を基本とし、不足する施設は誘導します。
- ・ 子育て世代を中心とした定住化を促進するため、安心して子育てができる環境に寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設を維持・誘導します。
- ・ 安全な居住環境を考慮し、災害対策機能を有した公共施設を維持・誘導します。

(3) 誘導施設に関する基本的事項

本市の誘導施設に関する基本的事項を整理すると、次表のようになります。

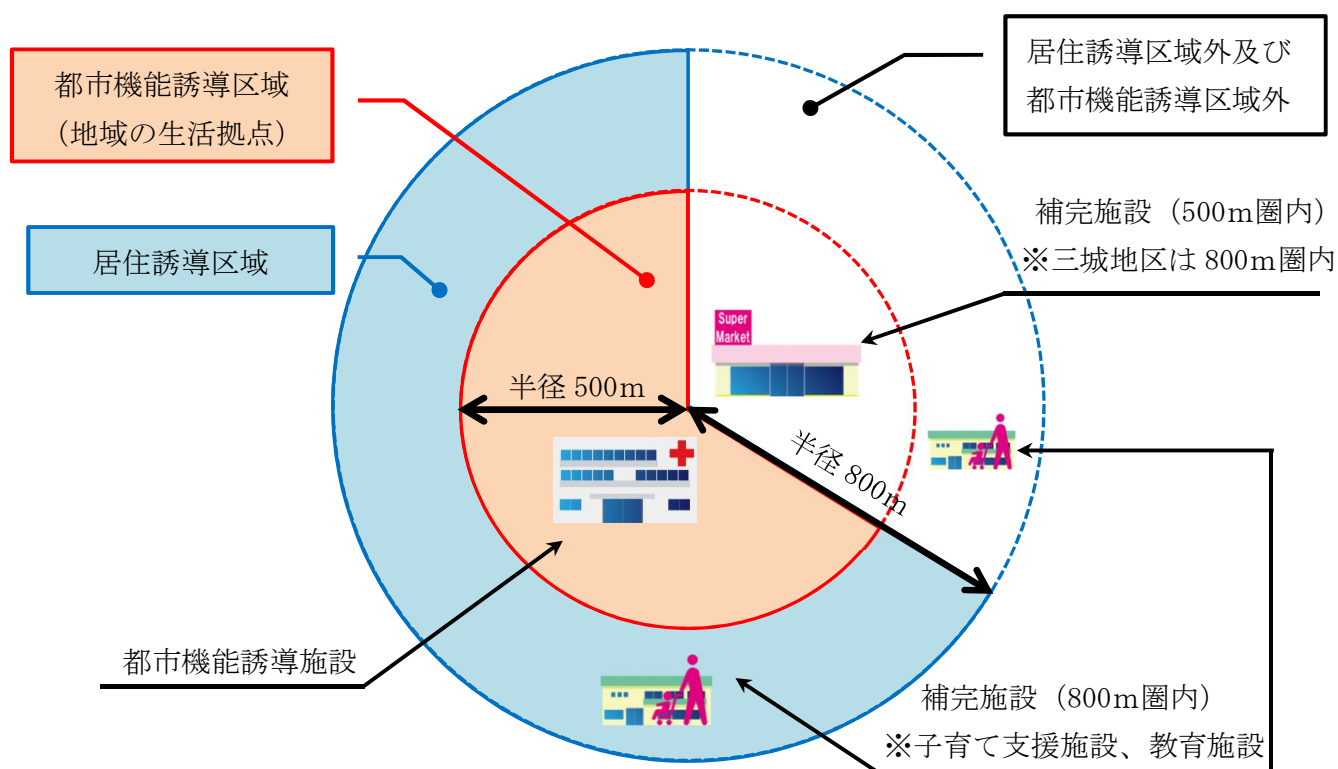
【本市の誘導施設に関する基本的事項】

分類	定義	都市の中心拠点	地域の生活拠点
都市の魅力向上施設	中心市街地全体の魅力向上に向け、歴史・文化・自然等の地域資源を生かした施設	・芸術文化関連施設 ・スポーツ関連施設 ・広場 等	
日常生活サービス施設	医療・福祉・商業施設等の日常生活に必要となる施設、子育て環境に寄与する施設、高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設	・医療施設 ・福祉施設 ・商業施設 ・子育て支援施設 等	
災害対策施設	災害対策機能を有した公共施設	・市役所庁舎 ・都市公園 等	・都市公園 等

(4) 補完施設

都市機能誘導区域内には存在しませんが、地域の生活拠点の中心から半径 500m 圏内（三城地区は半径 800m 圏内）にある都市機能誘導施設の機能を有する施設は、補完施設（誘導施設が持つ機能を補完する施設）とします。

ただし、主として子育て世代が利用する「子育て支援施設」及び「教育施設」については、地域の生活拠点の半径 800m 圏内に存在する施設を補完施設とします。



7-2 都市機能誘導施設の設定

前項の基本的事項を踏まえ、都市機能誘導施設を次のとおり設定します。

【都市機能誘導施設】

区分	都市機能誘導施設		定義	中心 拠点	地域 拠点
都市の魅力向上施設	美術館、図書館、体育館、地域交流施設、広場 等		- 博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館、博物館法第29条に規定する博物館相当施設 - 図書館法第2条第1項に規定する図書館相当施設 - その他音楽、演劇、舞踊、映画、スポーツなどの文化芸術事業等のための設備を有する公共施設で、都市の魅力向上に資するもの - 文化・交流等の都市活動が可能な多目的な活動室、コミュニティ活動のための集会議室等を有する地域交流施設で都市の魅力向上に資するもの - 主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地	○	－
	日常生活サービス施設	医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所の内、内科・外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの	○
診療所					
調剤薬局			医療法第1条の2に規定する調剤薬局	○	○
福祉施設		老人福祉センター	老人福祉法第5条の3に規定する施設	△	－
		通所系施設	通所系介護施設・通所系障害福祉施設	△	△
商業施設		総合スーパー	店舗面積500㎡以上の商業施設（共同店舗・複合施設等含む）で、生鮮食料品を取り扱うもの	○	○
	食料品スーパー				
	ドラッグストア	以下のいずれかに該当する店舗面積500㎡以上の事業所 - 産業分類で「ドラッグストア」に格付けされた事業所 - 医療品、化粧品を25%以上取扱い、かつ医療品小売業（調剤薬局を除く）を扱っている事業所			

区分	都市機能誘導施設		定義	中心 拠点	地域 拠点
日常生活サービス施設	子育て支援施設	地域子育て支援拠点	子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	○	○
		子育てサロン開催施設			
		保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	○	○
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条、17条第1項に規定する認定こども園		
日常生活サービス施設	教育施設	幼稚園	学校教育法第1条に規定する学校	○	○
		小学校		—	—
		中学校		—	—
		高等学校、中等教育学校、特別支援学校		△	△
		大学、高等専門学校		○	△
		専修学校・各種学校	学校教育法第124条、第134条に規定する学校	○	△
	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの	○	○
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条4項に規定する郵便局		
	その他施設	自転車駐車場	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条に規定する施設で、収容台数100台以上の施設 ※鉄道利用者の拠点に限定	○	○
		芸術文化スポーツ関連施設	文化・芸術・スポーツなどに関連する公共施設で、都市や地域の魅力向上に資するもの	—	○
災害対策施設	災害対策本部施設（市役所）		災害対策活動の中核拠点として、災害情報の収集伝達及び指揮命令機能を有する施設 ※地域拠点は中心拠点被災時の代替施設	○	—
	救助活動拠点		県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点	△	△
	物資配分活動拠点		県外から又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点	△	△
	都市公園		都市公園法第2条に規定する公園又は緑地 ※子育て支援機能を兼ねる	○	○

- (凡例) ○：都市機能誘導施設として位置づける施設
△：今後の各種計画や施設の立地状況に合わせて位置づけを検討する施設
—：利用圏域を考慮し都市機能誘導施設に位置づけない施設

【各都市機能誘導区域の誘導施設一覧（R5.3月末時点の情報に基づく）】

区分	都市機能誘導施設		都市の中心拠点	地域の生活拠点							
				赤坂	宇留生	静里	中川	三城	安井	洲本	墨俣
都市の魅力向上施設	美術館、図書館、体育館、地域交流施設、広場 等		●	－	－	－	－	－	－	－	－
日常生活サービス施設	医療施設	病院、診療所	●	○	●	●	●	●	●	●	●補
		調剤薬局	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	福祉施設	老人福祉センター	▲	－	－	－	－	－	－	－	－
		通所系施設	▲	▲	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	商業施設	総合スーパー、食料品スーパー、ドラッグストア	●	●補	●	●	○	●	●	○	●
		子育て支援施設	地域子育て支援拠点、子育てサロン開催施設	●	●	●	○	●	●	●	○
	保育所、認定こども園		●	●	●	●補	●補	●	●	●補	●補
	教育施設	幼稚園	●	●	○	●	○	●	●	○	○
		小学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		中学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		高等学校、中等教育学校、特別支援学校	▲	△	△	△	▲	△	△	△	△
		大学、高等専門学校	○	△	△	△	△	▲	△	△	△
		専修学校・各種学校	●	△	△	△	△	▲	▲	△	△
	金融施設	銀行、信用金庫、JAバンク、郵便局	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	その他施設	自転車駐車場 ※鉄道駅を含む拠点に限定	●	●	●	－	－	－	－	－	－
芸術文化スポーツ関連施設		－	－	－	－	●	●	●	－	●補	
災害対策施設	災害対策本部施設 ※市役所		●	－	－	－	－	－	－	－	－
	救助活動拠点		△	△	△	△	△	▲	△	△	▲
	物資配分活動拠点		△	△	△	△	△	▲	△	△	△
	都市公園		●	●	●	●	●	●	●	●	●

(凡例) ●：計画に位置づけがある施設で、既存施設あり。なお、日常生活サービス施設については、「都市の中心拠点」は2施設以上、「地域の生活拠点」は1施設以上が立地している場合は、既存施設あり（充足している）と判断する。

○：計画に位置づけがある施設で、既存施設なし。

▲：今後計画に位置づけを検討する施設で、既存施設あり。

△：今後計画に位置づけを検討する施設で、既存施設なし。

補：補完施設

—：利用圏域を考慮し、都市機能誘導施設に位置づけしない施設

